

第103回郡山市都市計画審議会 議事録（概要）

1 開催日時

令和2年1月27日（月） 午前10時30分から午後12時

2 開催場所

郡山市総合福祉センター 5階 集会室

3 出席者

(1) 委員 16名（20名中）

(2) 事務局 11名

4 会議の公開・非公開の別及び傍聴者

公開 傍聴者2名

5 議題

(1) 報告事項

ア 特殊建築物の敷地の位置について（建築基準法第51条ただし書きによる許可）

イ 台風第19号による浸水被害を受けての「郡山市立地適正化計画」の見直しの方向性（案）について

(2) その他

委員からの意見

各項目について事務局から説明し、委員の了承を得た。

6 議事（要旨）

(1) 報告事項

ア 特殊建築物の敷地の位置について（建築基準法第51条ただし書きによる許可）

【事務局】

郡山市宇外河原8番4号（郡山中央工業団地内）において、（株）ログ（本社所在地：群馬県太田市西新町13番地2）が産業廃棄物処理施設（廃プラスチック類及び木くずの破碎施設）の建設を予定しており、建築基準法に定められた1日当たりの処理施設を超える施設であることから、施設の敷地の位置を認める許可が必要であり、県の都市計画審議会の議を経た上で郡山市が認可するもの。県都市計画審議会に先立ち、施設の概要のほか、「許可における福島県の基本的な考え方」にある4つの視点、「都市計画マスタープランとの整合」「土地利用計画との整合」「都市計画施設との整合」「市街地開発事業との整合」について説明した。

<委員からの主な意見・質問及び事務局の回答>

【委員】

1つ、新たにここで産廃事業を行いたいということか。2つ、事業開始するのはいつごろになるのか。3つ、台風第19号の災害ゴミがスポーツ広場などに溜まっていると思うが、今回の処理施設が開業した場合、そのような災害ゴミを有効活用することはできるのか。

【事務局】

1点目、株式会社ログは本拠地を群馬県太田市に構え、今回新たに郡山市で事業を起こしたい

と伺っている。

2点目、現在、施設の設置に関し、事前協議書を審査しているところ。年度内には設置許可を出せると思う。その後、建物の建築確認申請など必要となる。

3点目、災害廃棄物については基本的に一般廃棄物になり、市の施設で処理するものと考えている。

【委員】

市内の廃棄物以外のものも搬入する予定ということだが、放射性物質の測定はあるのか。

【事務局】

施設への受け入れは、県内の契約した業者であり、敷地に搬入した段階で毎回測定を行う。その測定によって基準を上回ったものについては受け入れを行わないこととなっている。

【委員】

建設予定地である郡山中央工業団地は今回の台風第19号の浸水区域に当たらないのか。

【事務局】

浸水が想定される区域であり、施設は造成により道路面よりも1m高い地盤に設置することと伺っている。なお、破碎機本体は1次破碎機のモーター底部まで約2.4m、2次破碎機のモーター底部までは約1.3mであり、造成高さを加えると、今回の台風第19号の浸水痕がある2mよりも高くなる。

イ 台風第19号による浸水被害を受けての「郡山市立地適正化計画」の見直しの方向性（案）について

【事務局】

今回の台風第19号により、郡山市立地適正化計画で定めた居住促進区域において、4か所の浸水被害が発生。「若葉町の一部」「善宝池の南側」「向河原町の一部」「安積永盛駅東側」が浸水した。居住促進区域は市内で2,300ヘクタールを設定しており、そのうち54ヘクタール、割合にして2.3%が台風によって浸水した。

現在、国においても様々な動きがあり、その動向も注視しながら、浸水したエリアについては見直しも含めて何らかの修正が必要であると事務局も判断しており、検討を進めていきたい。

<委員からの主な意見・質問及び事務局の回答>

【委員】

区域が見直された場合の影響は、具体的にどのような事が考えられるのか。

【事務局】

区域見直しの影響については、立地適正化計画を作ることが現在の国の補助制度上の要件でもあり、区域から抜けることで、一部支援を受けられないということも考えられる。安心・安全を優先することや、「防災指針」に建築物の構造の工夫を行うことで、浸水区域であっても区域に盛り込むことも可能であり、事務局で内容を精査した上で当審議会に諮りたい。